

調達管理番号：20a01140

国名：エチオピア

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：エチオピア国栄養分野にかかる基礎情報収集・確認調査

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：栄養
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月下旬から2021年6月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 1.00M/M、国内 0.50M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月24日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年3月11日（木）までに個別通知

- 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	栄養に係る各種調査
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病予防接種
- (3) その他：新型コロナウイルスに関する検査による「陰性」であることの検査証明

6. 業務の背景

エチオピア国（以下「エ」国）の栄養分野について、2000 年から 2016 年にかけて発育障害にある子どもの割合は 58%から 38%に減少しているものの¹、子どもの死因の 28%が栄養不足に関係しているとされている。栄養の基礎的な供給源となる農業分野では小規模農家を中心に伝統的な天水に依存した農業を行っており、干ばつ、難民や人口の増加、保守的な国民性も相まって慢性的な食料不足に陥っているところ、栄養バランスまで考慮した作物・品種の栽培や食品の摂取に至っていないのが現状である。

「エ」国政府は、長期的視点から慢性栄養失調の原因を解決していくことが重要との認識に基づき、2006 年に第 3 次国家保健計画（Health Sector Development Plan III : HSDP III）を策定。栄養改善への取り組みはセクターをまたぐ横断的課題であることが明記され、これを基に国家栄養計画（National Nutrition Program : NNP）が制定された。同計画の第 2 期（NNPII 2016-2020）ではライフサイクルアプローチとマルチセクターでの取り組みを重点テーマとし、①女性と青少年女子の栄養状態の改善、②女子（出生～ 10 歳）の栄養状態の改善、③感染・非

¹ DHS 2016

感染性疾患 生活習慣病に関連する栄養サービスの改善及び④様々なセクターの栄養間接介入の強化を戦略の柱とした。そして、NNPII の下で、栄養に配慮した農畜産業セクター介入を具体化するための国家戦略として、連邦農業・天然資源省²において栄養センシティブ農業戦略（Nutrition-Sensitive Agriculture Strategy（NSA））が策定された。同戦略では、食品摂取へのアクセス等を量、質ともに向上させることで栄養不良を軽減し、全てのエチオピア国民に対し、食品の多様化を促進し、NNPII の目的達成に貢献することを掲げている。そのために、①農業セクターの政策、戦略、プログラム文書に栄養を組み込むこと、②女性と青少年のエンパワーメントとジェンダー平等及び③農業セクター内、および NNP 署名機関、開発パートナーとの間のマルチセクターコーディネーションの強化等を戦略目標に掲げている。

このような状況下、「エ」国政府は 2020 年 9 月、栄養に配慮した農業・食料摂取を通して農村部の栄養改善を図るため、農業省栄養局を実施機関とする「栄養センシティブモデル構築プロジェクト（案）」を我が国に要請した。

本調査は、「エ」国の栄養に係る既存の資料の収集・分析、農業省や保健省、ドナー等のステークホルダーとの面談、コミュニティレベルでの聞き取り調査による現状やニーズ把握等、必要な情報を収集・確認し、今後実施が予定されている上記技術協力プロジェクトを通して、農村部の栄養改善を図るための効果的なアプローチや実施枠組みを検討することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者の具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 3 月下旬）

- ① 栄養に係る既存の関連資料³および派遣中の専門家等⁴から情報を収集・分析の、またエチオピア政府側のプロジェクト（案）を踏まえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② エチオピア側関係機関（C/P 機関等）⁵、ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ 業務実施計画書（和文、英文）を作成し、現地調査前に、JICA に提出すること。現地調査の実施計画検討に当たっては、JICA 経済開発部と協議を行うこと。

² 現農業省 (Ministry of Agriculture)

³ エチオピア政府の政策、実施／計画中の栄養関連案件、JICAによるこれまでの他国栄養分野での協力実績や現在実施中案件の報告書等を広く参照し、本調査における協力アプローチの検討・提案に活かすこと。

⁴ 農業省付き農業アドバイザーが現地業務従事者である。本調査に当たっては同アドバイザーとの連携の下、実施すること。

⁵ 現在技術協力プロジェクトは農業省栄養局を実施機関としているが、コミュニティの栄養改善の実現にはマルチセクター連携が不可欠であるところ、業務従事者は留意して調査を計画・実施すること。

(2) 現地業務期間 (2021年4月上旬～4月下旬)

- ① 業務実施計画書に基づき、JICA エチオピア事務所等との打合せを行う。
- ② 業務実施計画書に基づき、各機関（農業省、保健省⁶、ドナー等）との面談調査を実施する。
- ③ 業務実施計画書に基づき、アムハラ州及びオロミア州⁷の現地調査を実施し、栄養にかかる状況や課題（栄養状況、栄養・食物摂取行動、教育や水衛生、農業慣行、コミュニティレベルでのサービス、行政による栄養指導等）及びニーズを把握する。
- ④ ③を踏まえ、プロジェクトの要請元である農業省栄養局、および農業省の普及員を中心としたプロジェクト現場での持続的な栄養改善活動を検討する⁸。
- ⑤ ④について関係機関と協議を行い、現実的なプロジェクト枠組み（目標、活動、実施体制等）について検討し、調査報告書の中で提案する。
- ⑥ 各機関との面談記録及び現地調査報告書の簡易版（和文）を作成する。
- ⑦ 現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2021年5月上旬)

- ① 調査記録及び現地で収集した情報を整理し、現地調査報告書（案）を作成する。
- ② JICA 本部で実施される帰国報告会、国内打合せに出席し、調査結果を報告の上、「業務完了報告書」（案）の記載内容について協議を行う。
- ③ 分析結果並びに打合せ結果に基づいて、「業務完了報告書」（和文及び英文サマリー）（案）を作成する。
- ④ 「業務完了報告書」（案）（和文及び英文サマリー）、および面談録を最終化する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務実施計画書（和文、英文サマリー）

⁶ JICAは現在、IFNA事務局及びUNICEFと共に栄養改善アプリを開発中であり、今後UNICEFが保健省との連携の下、アプリを使用したコミュニティレベルでの栄養改善指導を実施する予定。業務従事者は本アプリの活用についても栄養改善モデル(案)の検討の際に留意すること。

⁷ 同地域では農業省をカウンターパート機関とする「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト(Ethio-SHEP)」が実施中である。業務従事者は、その点に留意し、両プロジェクトの相乗効果を念頭に栄養改善モデルの検討を行うこと。

⁸ 検討に当たっては、マルチセクター連携に加え、栄養改善指導を受けた住民自らがその実践を自ら続けていけるような持続的なものとなるよう留意すること。

- (2) 現地調査報告書（和文）
- (3) 業務完了報告書（和文、英文サマリー）

上記（1）～（3）を2021年5月14日（金）までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。ただし、エチオピア到着時及び日本帰国時の自主隔離期間中の日当・宿泊については見積りには計上しないでください。これらの経費については必要に応じて契約締結時もしくは契約期間中に計上することとします。
航空経路は、日本⇒アディスアベバ⇒日本を標準とします。
- (2) 一般業務費
以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。
 - ・車両関連費（4WD（運転手及びガソリン代込））：504 千円
 - ・特殊傭人費（現地調査補助員）：522 千円
- (3) その他
現地渡航に際し PCR 検査による陰性証明が必須であるため見積書に計上して下さい。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
本業務従事者の現地業務期間は2021年4月1日～4月30日頃を予定していますが、実際の日程は前後する可能性があります。契約締結後のフライト確定前には、必ず担当者に相談をして下さい。
なお、新型コロナウイルス感染省の拡大を防止する目的で、現在エチオピアでは渡航者に到着後7日間の自主隔離が求められています。これを踏まえ現地業務日程を検討して下さい。（現地での自主隔離期間中にリ

モートで現地業務を実施する場合は自主隔離期間も現地業務期間に含めた業務日程とし、自主隔離期間中の業務が困難な場合は上述の現地業務期間前までに自主隔離期間が終了するよう、現地業務日程を調整のこと。)

② 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：なし
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：現地渡航前の関係者との面談は可能な限り JICA がアレンジします。その後は必要に応じて業務従事者がアポイントメントを調整することを想定しています。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 現地業務体制

必要に応じて現地調査補助員の備上の提案を認めます。

(3) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームにて配布します。
 - ・「食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査 国別レポート エチオピア」2017年11月(英文)
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・「食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート」2018年7月(和文) (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322012.pdf>)
 - ・「栄養プロファイル エチオピア」(2020年3月) (https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/ku57pq00001pa078-att/nutrition_profile_ethiopia.pdf)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本競争においてはプレゼンテーションを行いません。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上